

諮問庁：日本私立学校振興・共済事業団

諮問日：平成29年3月22日（平成29年（独情）諮問第12号）

答申日：平成29年8月3日（平成29年度（独情）答申第19号）

事件名：平成27年度に退職した職員の退職手当額が分かる文書の不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

平成27年度日本私立学校振興・共済事業団の職員（個別）の退職手当額が分かる文書（個人を特定される情報は必要なし。）（以下「本件対象文書」という。）につき、その全部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年1月25日付け私事総第260号（以下「原処分」という。）により、日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

通知書の不開示とした理由は「日本私立学校振興・共済事業団の平成27年度退職者数は限られていること等から」とあるが、退職者が一人であれば分かるが、具体的記載がないため、法人文書不開示決定処分は不当である。

よって、不開示決定処分は不当であり、開示請求に係る不開示部分の開示を求める。

（2）意見書

理由説明書では「職員個別の退職手当額は、専ら個人のプライバシーに関する情報であり、（中略）退職者数が限定的であるため」とある。

審査請求人は審査請求書にも、「退職者が一人であれば分かるが」と述べたとおりであるが、退職人数についても開示していない。

極端に言えば一人だけの退職手当金額だけでも開示すべきであり、非開示決定する理由に当たらない。

審査請求人は「個人が特定される情報は必要なし。」と開示請求書に

記載していることから、そのような特定の個人を識別、もしくは推測することが可能な者の退職金額までは請求していない。

不開示決定通知書では対象となる文書も特定していない。

よって、事業団の不開示決定処分は不当であり、開示請求に係る不開示部分の開示を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

- 1 職員個別の退職手当額は、専ら個人のプライバシーに関する情報であり、当該個人の意思に基づくことなくしては他人に知られず、また、他人に知られたくない情報であるため、これが公にされることは、法5条1号の「特定の個人は識別できないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当する。

また、独立行政法人においては、平成15年9月9日策定の「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について」に基づき、役職員の報酬・給与等の水準の公表を行っているが、退職手当において「公表されるべき事項」とされるのは、「退職した役員経験者各人ごとの退職手当の支給状況」であり、職員の各人ごとの支給状況の公表については規定されておらず、法5条1号イに規定する「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」とはいえない。

- 2 法6条1項の規定に基づき特定の個人を識別し得る部分を除き部分開示した場合であっても、退職者数が限定的であるため、当該退職者が退職した事実を知る者には、特定文書の記載の仕方等から、当該退職者の退職手当額が特定されるおそれがある。個々人の具体的な退職手当額は、当該個人のプライバシーに関する情報であり、これが公にされることは個人の権利利益を害する結果となる。また、特定法人文書の記載のされ方によっては、特定の者についての退職手当額は推認できないが、およその実支給額が推認される場合もあり得るところであり、その場合においても、これが公にされることは個人の権利利益を害する結果となる。

よって、同情報は、法5条1号の「特定の個人は識別できないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年3月22日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年4月10日 審議
- ④ 同月26日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 同年7月10日 本件対象文書の見分及び審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、法5条1号に該当するとして、不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対して、審査請求人は、個人が特定される情報を除いて開示すべきであるとして、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 当審査会において、本件対象文書を見分したところ、発令日別、退職手当の支払勘定別の平成27年度に退職した職員の退職手当の決定等に係る原議書であって、退職した職員の氏名、退職手当の金額及び職員退職手当算出表等が記載されており、その全部が不開示とされていることが認められる。

(2) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象文書を不開示とすべき理由等について改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

ア 職員が退職（自己都合退職、定年退職等）する場合、特定部署で退職する職員の退職手当に係る原議書を作成し、理事長決裁によって退職手当額を決定し、原則、職員の退職日に退職手当を支給している。

本件対象文書は、平成27年度に特定部署が作成した当該原議書となる。

イ 当該原議書（本件対象文書）は、退職日別、支払勘定（所属事業所）別となっているため、当該原議書中の退職手当額のみを公にした場合においても、各事業所で退職手当が支給された人数が明らかとなり、特定の退職日に誰が退職したかを知る者及び原議書における記載順序等を知る者など事業団の関係者等一定の範囲の者には、個々の退職者が特定され、当該退職者の退職手当額等の通常人に知られたくない情報が知られてしまうおそれがある。

また、当該原議書中の退職手当額にばらつきがあるため、退職者の勤続年数を知る事業団の関係者等一定の範囲の者にも、個々の退職者が特定され、当該退職者の退職手当額等の通常人に知られたくない情報が知られてしまうおそれがある。

ウ なお、退職手当額の決定方法は、日本私立学校振興・共済事業団退職手当規程（以下「退職手当規程」という。）に基づき、当該退職者の在職期間及び本給月額に基づいて算出した額に、職員個々の状況により、増額・減額を行った上で、支給総額を決定している。

退職手当規程については、事業団のホームページにて掲載しているが、特定部署に所属する者以外の者で、退職手当規程の仕組みを理解する者がいたとしても、退職する職員の本給月額及び当該職員個々の状況（休職など退職手当額が増減する個々の事情）が分からなければ、退職手当額を計算することはできない。

- (3) 本件対象文書には、事業団を退職した個々の職員の氏名、退職日、退職金額等の情報が記載されているため、一体として個々の退職者に係る法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められ、同号ただし書イないしハに該当する事情は認められない。

次に、法6条2項による部分開示の可否について検討すると、退職者の氏名は、個人識別部分であることから部分開示の余地はない。また、その余の部分は、採用年月日、退職日、退職日の本給月額、退職金額等といった情報であり、これらを公にすると、事業団の関係者等一定範囲の者には、当該退職者が誰であるかを特定することが可能となり、その結果、当該退職者の退職手当額等の通常人に知られたくない情報が知られてしまうと上記(2)イの諮問庁の説明は否定し難く、当該退職者の権利利益を害するおそれがないとは認められないので、部分開示することはできない。

したがって、本件対象文書は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その全部を法5条1号に該当するとして不開示とした決定については、同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司